主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人赤塚宋一の上告理由について。

裁判所が証拠を排斥するにつき、その排斥の理由をいちいち説示する必要のない ことは、当裁判所の判例とするところである(昭和三〇年(オ)第八五一号同三二 年六月一一日第三小法廷判決、民集一一巻六号一〇三〇頁)。 されば、原審が採用 しなかつた所論証拠について所論の如く判示しても、なんら違法はない。論旨は、 ひつきよう、原審が適法にした証拠の取捨判断、事実の認定を非難するに帰するも のであつて、すべて採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長	長裁判官	田		中	_	郎
	裁判官	石		坂	修	_
	裁判官	五	鬼	上	堅	磐
	裁判官	横		田	正	俊
	裁判官	柏		原	語	六